

8 個人情報の開示

(1) 開示請求書による開示請求

ア 開示請求

(ア) 開示請求ができる日時

- a 推薦及び一般入学者選抜受検者は平成28年3月16日(水)正午から
- b 再募集入学者選抜受検者は平成28年3月28日(月)正午から

(イ) 開示請求ができる場所

各自が受検した県立高等学校、県庁元気づくり総本部県民課、中部・西部総合事務所の各地域振興局、西部総合事務所日野振興センター日野振興局

(ウ) 開示請求ができる者

受検者本人又は代理人(父母等)

(エ) 本人又は代理人の確認

受検証、学生証、保険証、運転免許証などの本人又は代理人であることを証明する書類の提示を必要とする。なお、書類に写真が貼付されていない場合は複数の書類の提示を求める。

また、代理人である場合には加えて戸籍謄本・抄本などの提出を必要とする。

イ 開示

(ア) 開示する個人情報の内容

- a 調査書
- b 学力検査の教科ごとの得点及び合計得点
- c 面接又は口頭試問、作文又は小論文、実技検査の結果

(イ) 開示する場所

各自が受検した県立高等学校

(ウ) 開示方法

各自が受検した県立高等学校で開示決定(通常は請求後1~2週間くらい)後に、閲覧又は写しの交付により開示

(2) 口頭による開示請求

ア 開示請求

(ア) 開示請求ができる期間

- a 推薦及び一般入学者選抜受検者は平成28年3月16日(水)から4月15日(金)まで。(日曜日、土曜日及び国民の祝日を除く。)

受付時間は、3月16日は正午から午後4時30分まで、それ以外の日は午前9時から午後4時30分までとする。

- b 再募集入学者選抜受検者は平成28年3月28日(月)から4月27日(水)まで。(日曜日及び土曜日を除く。)

受付時間は、3月28日は正午から午後4時30分まで、それ以外の日は午前9時から午後4時30分までとする。

(イ) 開示請求ができる場所

各自が受検した県立高等学校

(ウ) 開示請求ができる者

受検者本人のみで、代理人による請求はできない。

(エ) 本人の確認

受検証及び受検証の他に本人であることを証明する書類(学生証、保険証など)の提示を必要とする。

イ 開示

(ア) 開示する個人情報の内容

- a 学力検査の教科ごとの得点及び合計得点
- b 面接又は口頭試問、作文又は小論文、実技検査の結果

(イ) 開示する場所

各自が受検した県立高等学校

(ウ) 開示方法

本人であることを確認した上で、その場で閲覧による開示

9 その他

(1) その他の事項

その他、入学者選抜の実施に関して必要な事項は、高等学校長が定めるものとする。

(2) 合格後の手続き

ア 合格者は、各高等学校長が配付する入学許可願（鳥取県立高等学校学則様式第2号の2、鳥取県立高等学校通信教育規則様式第3号の2）に必要事項を記入の上、所定の入学料の金額に相当する鳥取県収入証紙（消印をしてはならない。）をはり付けて提出しなければならない。なお、入学料は現金による納付でもよい。その場合、現金は、入学許可願に添えて提出すること。

イ 高等学校長は、入学許可願の提出があった場合において教育上支障がないと認めたときは、入学許可書（鳥取県立高等学校学則様式第2号の3、鳥取県立高等学校通信教育規則様式第4号）をその者に交付するものとする。

ウ 入学許可者数等の報告

高等学校長は、合格者数等報告書（様式第17号）及び出身地区別志願者数報告書（様式第28号）を平成28年4月7日（木）までに県教育委員会（高等学校課）にファクシミリ又は電子メールで提出するものとする。

(3) 学力検査管理委員会

ア 教育長を委員長とした学力検査管理委員会を設置し、次の係を置く。

庶務係	学力検査の企画、運営、管理及び経理
問題作成係	検査問題、採点基準及び出題方針の作成並びに印刷
会場係	会場準備、受検者受付、検査実施、諸連絡及び後始末
採点係	答案採点及びその指導並びに報告書の作成及び送付

イ 会場係責任者及び採点係責任者は、各高等学校長とする。

(4) 様式作成に当たっての留意事項

ア 各様式の作成は、パソコンで直接入力する、又は様式を印刷して手書きで記入すること。

イ CD等により配付した様式は、原則として配付時の規格（列・行の幅、行数等）のまま使用すること。

ウ 作成したデータの管理については細心の注意を払うこと。

エ 各様式の記入方法（自筆・ゴム印等）については、特に制限しない。

オ 入学者選抜に係る書類の保存年限は5年とする。

(5) 注意事項

ア いったん受け付けた入学志願書及び入学選抜手数料は返却しない。

イ この要項に関する疑問点は、高等学校課、教育局又は最寄りの県立高等学校に問い合わせること。（P.72）

ただし、再募集入学者選抜に関する事項は、高等学校課又は募集高等学校に問い合わせること。

ウ 中学校から高等学校、あるいは高等学校から中学校へのファクシミリ又は電子メールによる報告・照会等については、その取扱いに十分留意して行うこと。